

4月から入谷・戸倉地区の「家屋全棟調査」が始まります

町では、平成20年度から5年間の予定で、町内全域の建物を調査する「家屋全棟調査」を実施しています。おかげさまで、志津川地区の一次調査は1月に終了しました。4月からは、入谷地区と戸倉地区の一次調査を開始しますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

町民税務課家屋調査係
☎46-3061

家屋全棟調査とは？

既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を推進するために、町内にあるすべての家屋の現況と家屋課税台帳に登録してある事項（所在・種類・構造・床面積等）を比較してデータを整備し、増改築や未調査による課税もれ、または、取り壊し等による課税誤りがある家屋を調査するものです。

一次調査の内容

一時調査では、固定資産税が課税されている家屋の平面図と実際の家屋とを照らし合わせながら辺長を確認し、外観写真を撮影します。また、建物の所有者等を確認するための聞き取り調査や、この時点で発見された課税もれ家屋のうち、車庫・物置などの簡易なものは、二次調査（家屋調査）をお願いする場合があります。なお、一次調査は、建物の外回りを調査するだけで、特に立会いの必要がないことから、個別に依頼文書を送付しませんが、建物を計測する際は敷地内に立ち入らせていただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

家屋調査の年次計画

地区名	課税台帳登録棟数	調査予定年度		
		調査準備	一次調査	二次調査
歌津地区	4,216棟	平成20年度	平成20年度	平成22年度～平成23年度
志津川地区	6,596棟	平成20年度	平成20～21年度	
入谷地区	2,155棟	平成21年度	平成22年度	
戸倉地区	2,709棟	平成21年度	平成22年度	
補足調査	—	平成23年度（補足調査の内容は未定です。）		
合計	15,706棟	平成20～24年度		



4月の調査地区及び5～6月の調査予定地区（調査地区は目安とお考えください。）

区分	4月調査		5月調査		6月調査	
	地区	町	地区	町	地区	町
第1班	桜葉沢・童子下	童子下・岩沢	岩沢	町		
第2班	山の神平・箒畑・水口沢	水口沢・中の町・大船沢	大船沢	街道方・金山・泥沢・寺沢・向田・滝の沢・大畑		
第3班	押館・天神・林際	林際・新林際・鏡石・桜沢	桜沢	折立		

献血にご協力ください



～春の献血推進キャンペーン実施中～

献血車「いずみ号」が来町します。血液の安定確保のために皆様のご協力をお願いします。

◇日時 4月15日(木)

◇受付時間・場所

午前11時～昼12時 JA南三陸本店
午後1時30分～3時 歌津保健センター
午後4時～5時 ファミリーマート柁沢店
◇献血種類 全血献血（200または400ミリリットル）

※はじめての方は、運転免許証など本人の確認ができるものを持参してください。
※ご協力いただいた方には記念品を差し上げます。

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

起業を考えている 皆さんを支援します

町では、地域の活性化と雇用の場を確保することなどを目的に、地域の資源を活用して新たな事業を開始しようとする方を支援します。

対象者

・町内に住所及び活動拠点を有する個人、団体または法人

・フランチャイズチェーンに属していない方

・町税を滞納していない方

対象事業

・新たに開始する事業（既存の事業者が新たに他の業種を開始する場合を含む）
・地域の資源（人材・技術力・原材料等）を活用して行うビジネスで、地域課題の解決や町の活性化に資すると認められる事業
・継続が見込まれる事業

補助対象経費

- ① 開業準備経費
・ 起業に向けたマーケティング・リサーチ、研修、法人登記等の経費
- ② 施設設備経費
・ 事業所整備工事費、設備・機械等の購入費
・ 土地、建物、設備・機械等の借入経費（対象期間は12カ月以内）
- ③ 運営経費（対象期間は12カ月以内）
・ 技術導入経費
・ 広告宣伝経費
- ④ 雇用経費（対象期間は12カ月以内）
・ 雇用者（雇用保険加入者）



の人員費（役員・家族を除く）
※他の補助制度から補助金等を受けたものがある場合は、その経費は除きます。

補助率

補助対象経費の2分の1以内

補助限度額

300万円

応募方法

起業化計画書を作成し、産業振興課商工振興係まで応募してください。

問い合わせ

産業振興課商工振興係
☎46-1378

地域のみどいづくりを支援します！

町では、遊休農地等を活用し身近なみどりを増やすため、地域の皆さんが主体となって実施する、緑化活動及び農業体験農園の経費を助成します。

泊浜地区の遊休農地
泊浜花の道推進協議会の皆さんの活動で、見事なひまわり畑に変わりました

※事業の詳しい内容や申請手続きなどは、問い合わせください。

申し込み・問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1379

対象者

・地域の緑化組織（地域住民、PTA、民間企業、NPO等）で構成される町内の地域緑化活動を目的とする組織
または個人
・町内に土地を所有し、または借り受けて農業体験農園を経営する方

対象事業

緑化活動及び農業体験農園を1アール以上の規模で実施運営する事業とします。

補助金の額

1事業50万円を限度に助成します。

受付期間

4月1日(木)～6月30日(水)